# 人吉市農業委員会定例総会 (第8回)

令和3年8月25日

人吉市農業委員会

# 人吉市農業委員会定例総会会議録

令和3年8月25日 カルチャーパレス1階 相談室

#### 議事日程

日程第 1 議第 41 号 農地法第3条の許可申請に対する許可の決定について 日程第 2 議第 42 号 農地法第4条の許可申請に対する許可の決定について 日程第 3 議第 43 号 農地法第5条の許可申請に対する許可の決定について 日程第 4 議第 44 号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農業委員 会の意見決定について 日程第 5 議第 45 号 空き家に付属した農地の解除について 日程第 6 議第 46 号 非農地判断の取り消しについて 日程第 7 議第 47 号 人吉市農業委員会における借受情報通信機器の使用に関す る運用規定(案)について

## その他協議報告事項

○ 出席農業委員(9名)

会 長 10番 宮 﨑 右 男 会長職務代理者 9番 上野博司 委 員 山本一精 1番 同 2番 永石栄二 同 3番 永 田 正 輝 林 主 一 同 4番 同 恒松信孝 5番 同 7番 福屋智香子 司 8番 堤 千 鶴 子

- 推進委員については招集せず( 新型コロナウイルス感染症対策に伴う措置 )
- 欠席した委員

農業委員 6番 中嶽修平

議事録署名農業委員 7番 福屋智香子

職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

 局
 長
 村
 口
 憲
 彦

 次
 長
 和
 泉
 光
 代

 主
 席
 豊
 永
 英
 紀

 再
 任
 用
 職
 員
 坂
 井
 正
 子

開会:9時30分

○ (議長) おはようございます。本日は6番委員から欠席届が出ております。会議は、出 席委員が定足数に達しておりますので成立いたしました。

ただ今から令和3年第8回人吉市農業委員会総会を開会いたします。本日の議事録 署名委員に7番委員を指名します。本日の議事日程の朗読を行います。事務局長お願 いします。

- ○(事務局長)議事日程 朗読
- (議長) 日程第1・議第41号を議題といたします。事務局次長お願いします。
- ○(事務局次長)日程第1·議第41号 朗読
- (議長) 1番について8番委員の調査報告をお願いします。
- (8番委員) おはようございます。農地法第3条の許可申請に対する1番について報告いたします。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、面積は480㎡となっております。権利種別は3条の有償移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。申請事由は譲渡人の農業経営の縮小と譲受人の農業経営の拡大となっております。備考として水稲栽培となっております。位置図は1ページです。申請地は譲渡人の実家の農地になりますが、昨年の豪雨災害で被災され機械も全部浸かってしまい、耕作を断念して縮小するということでした。申請地は譲受人の自宅の隣にあります。現在、農地は土砂の撤去中ですが、終わり次第、耕作を開始するということです。調査書をご覧ください。調査書の1番、4番、5番、7番は該当しないと判断いたしました。ご審議の方よろしくお願いします。
- (議長) ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

○ (議長)質疑もないようですので、採決いたします。報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

( 挙手の状況をみて )

○ (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。 次は私の調査案件となりますので、議長を職務代理者と交代いたします。

( 議長を職務代理者と交代する )

- (職務代理者) それでは議長を交代いたしましたので、ご審議よろしくお願いします。 2番について10番委員の調査報告をお願いします。
- (10番委員) おはようございます。農地法第3条の許可申請に対する2番について調査報告をいたします。農地の所在は記載のとおりでございます。地目は田、農地の区分は農用外となっております。2筆で1,358㎡でございます。3条の有償移転でございます。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。譲渡人は高齢でありますが、農地が昨年の7月豪雨災害で被災されまして、そこを少しでも農地に復旧できるように作業をされていました。譲受人が申請地の隣にある家を購入されて、農地に入っている大きな物を建設業でもありますので、重機を使って搬出を手伝っていたということでした。暑い中で年齢も年齢だったこともあり、譲渡人が病気になられまして、そこの繋がりで譲受人に売買の相談をし、譲渡人の農業経営の縮小、譲受人の農業経営の拡大ということになったわけです。調査書をご覧ください。調査書の1番、4番、5番、7番は該当しないと判断をいたしました。位置図は2ページでございますので、ご覧いただければと思います。以上です。
- (職務代理者) ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

○ (職務代理者) 質疑もないようですので、採決いたします。報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

#### ( 挙手の状況をみて )

○ (職務代理者) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。

ご審議ありがとうございました。議長を会長と交代いたします。

( 議長を会長と交代する )

- (議長) 3番と4番について9番委員の調査報告をお願いします。
- (9番委員) おはようございます。議第41号、農地法第3条の許可申請に対する3番 の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。登記 簿の地目は田となっておりますが、現況は畑でございます。農振区分は農用外で面積 は2筆で4,331㎡、有償移転でございます。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。 申請の理由は譲渡人の農業経営の縮小、譲受人の農業経営の拡大となっております。 これは2番と同じ譲受人でございます。譲受人に売買に至った経緯を聞いたところ、 議案書にもありますように譲受人は農業兼建設業をされております。譲受人は、実は 仕事を多岐にわたってされており、民宿等もされているという話でございました。今 までも譲渡人から飯米用のお米を購入されていたこともありまして、譲渡人から売買 の話があり、今回の農地購入に至ったということでございました。現地をこの方と立 ち会って見てきましたが、既に栗が植栽されておりまして、現に収穫も出来る状況で あります。ただ、農地の中には老木や堆肥、雑木等も多数ありまして、今後は伐採等 や植林を行い、適切に管理をしていきたいということでありました。また、譲受人は この校区内に農地を持っておられましたので、前日に管理状況を確認しに行ってまい りました。農地としての管理、それから荒廃しないように草刈りなど適切にしていた だきますよう重ねてお願いをし、了解をいただいたところであります。申請地は別紙 の位置図3ページのとおりです。調査書をご覧ください。調査の結果、1番、4番、 5番、7番は該当しないと判断いたしました。皆さんのご審議の方よろしくお願いし ます。

続けて4番の報告をいたします。実はこの4番の譲渡人と3番の譲渡人の関係が親子関係であります。地目は田、農振区分は農用外で面積は3筆で5,537㎡、同じく有償移転になります。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。申請の理由は譲渡人の農業経営の縮小、譲受人の農業経営の拡大となっております。この申請地は3番の申請地に隣接する場所でありまして、土地が続いております。3番の譲渡人が親、4番が子という親子関係で農地を持っておられたために、このように別で審議をすることになりました。申請地を確認したところ3番と同じでありまして、既に栗が植栽され

ておりました。収穫が出来る状況でありますので、重ねて農地としての管理、荒廃しないように草刈りなどを再度、適切にしていただきますようにお願いをし、了解をいただいたところであります。申請地は別紙位置図3ページのとおりです。調査の結果、1番、4番、5番、7番に該当しないと判断いたしました。皆様のご審議の方よろしくお願いいたします。

○ (議長) ありがとうございました。3番の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

○ (議長)質疑もないようですので、採決いたします。報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

( 挙手の状況をみて )

○ (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって3番は原案可決いたしました。 次に4番の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

○ (議長)質疑もないようですので、採決いたします。報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって4番は原案可決いたしました。 日程第2・議第42号を議題といたします。事務局次長お願いします。
- (事務局次長) 日程第2・議第42号 朗読
- (議長) 1番について7番委員の調査報告をお願いします。
- (7番委員)議第42号、農地法第4条の1番についてご報告をいたします。議案書を ご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、現況は雑種地になってお ります。農振区分は農用外となっております。面積は25㎡、申請人は記載のとおり です。転用目的、転用理由といたしましては、駐車場となっております。申請地は第

2種農地で、農業振興地域内、都市計画区域外となっております。ここはずっと既転用になっていました。申請人と話しましたところ、28年前に家を建てたときに先代の頃から申請地を耕作しておらず、田ということを知らずに駐車場として利用していたということです。始末書を出していただいておりますので、読み上げます。今回の申請地及び隣接する土地建物は、私の父が建築整備したもので、私は父の死亡によりその所有権を取得しました。今般、駐車場として使用している申請地の地目が田であり、長年にわたって農地法違反の状態であることを知りました。これは私が所有権を取得する前からのことではありますが、現在の所有者は私であり、私がその責を負うべきことであります。申し訳ありませんでした。知人の指摘により農地法違反であることを知り、今回の農地法第4条の許可申請に至ったということです。家に付属したごくわずかな農地ではありますが、周りに農地もほとんどありませんので、周りに及ぶ被害等もないようです。実質審査表をご覧ください。農地の区分は第2種農地です。一般基準といたしまして1番、3番、6番とも適当と判断いたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断されます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ (議長) ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

○ (議長)質疑もないようですので、採決いたします。報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。 日程第3・議第43号を議題といたします。事務局次長お願いします。
- (事務局次長) 日程第3・議第43号 朗読
- (議長) 1番について2番委員の調査報告をお願いします。
- (2番委員) それでは議第43号、農地法第5条の許可申請に対する1番について調査報告をいたします。農地の所在は記載のとおりでございます。地目は田、現況は雑種地でございます。農振区分は農用外、面積は503㎡でございます。権利は所有権移転で、譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。転用目的は個人住宅でございま

す。備考欄としまして第1種農地、農業振興地域内、都市計画区域外、これは既転用で造成済みです。始末書もございます。位置図は5ページでございます。位置図をご覧いただきますと、数カ月前に隣の土地に5条許可が下りております。そのときにも譲渡人が同じ方で既転用であり、造成されておりました。今回もその内容の始末書が提出されております。譲受人は昨年の7月豪雨災害で被災され、現在は仮設住宅で生活をされております。周囲に気を遣いすぎてストレスもかかっているということで今回、災害に遭わないような土地を探していたところ、申請地を選定されたということでございます。実質審査表をご覧ください。農地の区分は第1種農地です。農地の区分と転用目的、申請地は第1種農地であるが、集落と接続しており、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ない。一般基準としてまして、1番、3番、6番、8番、10番は適当と判断されます。総合判断としまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしました。ご審議の方よろしくお願いします。

○ (議長) ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

○ (議長)質疑もないようですので、採決いたします。報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

( 挙手の状況をみて )

○ (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。 次は私の調査案件となりますので、議長を職務代理者と交代いたします。

( 議長を職務代理者と交代する )

- (職務代理者) それでは、議長を交代いたしましたので、ご審議よろしくお願いします。 2番について10番委員の調査報告をお願いします。
- (10番委員) 農地法第5条の許可申請に対する2番についてご報告をいたします。農地の所在は記載のとおりでございます。登記地目は畑、現況は原野となっております。農振区分は農用外でございます。面積は3,144㎡のうち86㎡でございます。位置図の6ページをご覧ください。権利は賃貸借で貸付人、借受人は記載のとおりでございます。この案件は鉄塔の建て替え工事に伴い離合する場所がないため、申請地を

借りて離合場所として一時転用したいとの申請でございます。申請地は第2種農地でありまして農業振興地域内、都市計画区域外でございます。実質審査表をご覧ください。農地の区分は第2種農地です。転用候補地内の農地の区分別面積及びその割合は86㎡で100%でございます。農地の区分と転用目的は、申請地は第2種農地であるが、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ない。一般基準として1番、3番、6番、8番、9番、10番は適当と判断いたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしましたので皆さんのご審議の方よろしくお願いします。

○ (職務代理者) ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

○ (職務代理者) 質疑もないようですので、採決いたします。報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

( 挙手の状況をみて )

○ (職務代理者) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。

ご審議ありがとうございました。議長を会長と交代いたします。

( 議長を会長と交代する )

- (議長) 3番について1番委員の調査報告をお願いします。
- (1番委員) おはようございます。農地法第5条の3番の報告をいたします。土地の所在は記載のとおりです。地目は田、農用外です。面積は493㎡です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。転用目的といたしまして資材置場となっております。転用理由といたしまして、業務の拡張にあたり建築資材の保管場所が必要となり、用地を探していたところ申請地を求められるということでございます。申請地は第2種農地で農業振興地域内、都市計画区域外でございます。位置図は7ページでございます。国道267号線沿いの田でございます。後ろが旧道になっております。被害防除計画といたしましては、隣接地との境界にはブロックを積み、土砂の流出等がないように留意します。万が一、被害が発生した場合は、当方において責任を持って対応するということです。実質審査表をご覧ください。申請地は第2種農地であるが、これに代わ

る代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ない。一般基準といたしまして1番、3番、6番、8番は適当と判断いたします。以上のことから許可相当と判断いたしましたので、ご審議の方よろしくお願いいたします。

○ (議長) ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

○ (議長)質疑もないようですので、採決いたします。報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

( 挙手の状況をみて )

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって3番は原案可決いたしました。 4番について3番委員の調査報告をお願いします。
- (3番委員) おはようございます。議第43号、農地法第5条の許可申請に対する4番 の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目 は畑、農用外で面積は1筆の532㎡です。所有権移転です。譲渡人、譲受人は記載 のとおりで転用目的は駐車場です。農地の区分は第3種農地で農業振興地域外、都市 計画区域内です。着工と完了は記載のとおりでございます。一部既転用で始末書が添 付されております。転用場所は別紙位置図8ページのとおりです。この土地は譲受人 の祖父が16年前に売買契約を締結し、申請地を購入しました。申請地は会社の裏手 に位置し、当社の駐車場として利用するために土地を整備し、それからは当社の駐車 場として利用しております。しかし、最近になり、地目が農地のままで当社名義にな っていないことが判明いたしました。しかしながら既に土地は一部舗装し、駐車場と しておりました。今後、改めて駐車場として農地転用申請を行いますので、どうぞよ ろしくお願いいたしますということが書かれております。実質審査表をご覧ください。 第3種農地の転用は、許可することができるとされております。一般基準といたしま して1番、3番、6番、8番は適当と判断いたしました。総合判断といたしまして、 立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしましたので、皆様のご審議方よ ろしくお願いいたします。
- (議長) ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

○ (議長)質疑もないようですので、採決いたします。報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって4番は原案可決いたしました。 次に5番について9番委員の調査報告をお願いします。
- (9番委員)議第43号、農地法第5条の許可申請に対する5番の報告をいたします。 議案書をご覧ください。土地の所在は記載のとおりです。今回、譲渡人が2名おられ ます。まず、上記の方が地目は畑、面積は1筆の622㎡でございます。下記の方が 地目は畑、1筆の129㎡でございます。農振区分はどちらも農用外でございます。 所有権移転でありまして、譲渡人、譲受人は記載のとおりです。転用目的は建売住宅 2棟の建設であります。農地の区分は第2種農地で農業振興地域内、都市計画区域外 であります。着工と完了は記載のとおりです。申請地は別紙位置図9ページのとおり です。譲受人は球磨郡で建築、土木業を営んでおられる法人でございまして、今回、 申請地を買い受けて自社で建売住宅を2棟建築し、販売したいということでありまし た。事業計画書が提出されておりまして、土地の選定理由といたしましては、申請人 は球磨郡で長年建築業全般を営んでいる法人であり、同町内でも土地を購入し、自社 にて住宅を建築し、販売した実績があります。また、分譲に適した土地を探していた ところ、本申請地は小学校に近い土地で家族層には利便性があり、令和2年7月の豪 雨の際には水害の被害はなく、土地も平坦で造成の必要がない物件であるため、建売 住宅には最適地と思い、本申請地を選定したということであります。計画の概要でご ざいますが、土地の造成については選定理由にもありましたとおり、道路との高低差 のない平地であるため、造成の必要はなく、整地をするだけと聞いております。土地 の分筆については許可後、本申請地2筆を一旦合筆し、その後に127坪と100坪 に分筆するということであります。この建築物は A 棟と B 棟と書いてありましたが、 A棟のほうが80.26㎡、B棟が104.2㎡であります。給排水計画でありますが、 給水は市水道に連結して使用いたします。トイレ、雑排水は合併浄化槽5人槽を設置 し、前面道路側に付いております側溝へ排水するということでありました。被害防除 計画につきましては、造成中、あるいは完成後、近傍農地につきましても被害が出な いように充分な注意をするということであります。もし、被害が出た場合には、当計 画者の負担で一切責任を負うということでありました。実質審査表をご覧ください。 ここにありますように、該当事項とした判断理由、あるいは農地の区分と転用目的に ついては、記載のとおりでございます。一般基準は1番、3番、6番、8番は適当と

判断をいたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしましたので、ご審議の方よろしくお願いいたします。

○ (議長) ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

○ (議長)質疑もないようですので、採決いたします。報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

( 挙手の状況をみて )

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって5番は原案可決いたしました。 日程第4・議第44号を議題といたします。事務局次長お願いします。
- (事務局次長) 日程第4・議第44号 朗読
- (議長) 所有権移転関係の4番の所有権の移転を受ける者が5番委員の親族、利用権設定の「利用権の設定をする者」が1番から2番までは4番委員が役員を務めます法人となっております。

農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与、採決に加わることはできませんが、2人につきまして参考人として出席し、説明等のため発言がありましたら許可したいと思います。お諮りいたします。2人の出席を許可することにご異議のない方の挙手をお願いします。

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって許可いたします。 それでは、事務局の説明をお願いします。
- (事務局 坂井) おはようございます。お手元の資料をご覧ください。令和3年8月18日付で人吉市長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画(案)についての意見決定を求められております。まず、1ページをご覧ください。農用地利用計画総括表になります。左側の今回について利用権設定の「田」が37,398㎡、「畑」が9,736㎡、合計の47,134㎡あがってきております。一番下の所有権移転について「田」が13,312㎡あがってきております。次

に右側の本年累計は記載のとおりです。次に2ページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表(所有権移転関係)になります。今回、公社買入れが0件、公社売渡しが5件、合計の5件ございました。また、今回、農業公社、農地中間管理機構が仲介します貸借関係も表に載っております。公社借入れについては基盤強化法による利用権設定の手続きと同様で市が公告いたしますので、農業委員会の意見決定を求められております。また、公社貸付けの手続きについては、農業公社が作成した農用地利用配分計画についても県の認可を受けなければならないとされております。認可公告後、農業委員会に通知がありますので、その時に報告いたしますが、1~2カ月後になる見込みでございます。次に3ページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表になります。今回、新規が14件、再設定が0件、合計の14件あがってきております。いずれの案件も本日お配りしております調査票のとおり、それぞれの地区の担当委員さんに調査、確認をしていただいております。よって全ての案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、報告を終わります。

○ (議長) ありがとうございました。ただ今の説明について質疑はありませんか。

「なし」の声

○ (議長) 質疑もないようですので、これから配布してあります案件調査表に目を通す時間を5分間ほどとります。10時20分まで各自で審査をお願いします。

( 各自審査 )

○ (議長) 時間になりました。各自審査されての質疑はありませんか。

「なし」の声

○ (議長) 質疑もないようですので、採決いたします。

採決は所有権移転関係と貸借設定とに分けて行います。

再度、説明しますが、ご自分の関係する案件の際は、審議には参加されませんようお 願いいたします。

4番を除く所有権移転関係について、原案説明のとおり決するにご異議のない方は 挙手をお願いします。

○ (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。 所有権移転関係の4番について、原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手を お願いします。

( 挙手の状況をみて )

○ (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。 1番と2番の貸借設定について、原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手を お願いします。

( 挙手の状況をみて )

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。 日程第5・議第45号を議題といたします。事務局次長お願いします。
- (事務局次長) 日程第5·議第45号 朗読
- (議長) 事務局から説明をお願いします。
- (事務局 豊永主席)議第45号、空き家に付属した農地の解除についてですが、解除する農地の所在、地目、面積、所有者は記載のとおりです。こちらは6月の定例総会で空き家に付属した農地に指定している案件になります。その際に現地調査をしているため、今回、現地調査は行っておりません。以上、報告を終わります。ご審議の方よろしくお願いします。
- (議長) ありがとうございました。ただ今の説明について質疑はありませんか。

「なし」の声

○ (議長)質疑もないようですので、採決いたします。説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

( 挙手の状況をみて )

○ (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

日程第6・議第46号を議題といたします。事務局次長お願いします。

- (事務局次長) 日程第6・議第46号 朗読
- (議長) 事務局からの説明をお願いします。
- ○(事務局 坂井)農地の所在、地目、面積は記載のとおりでございます。この農地は本日の議第43号の2で可決していただきました農地でございます。ここは平成29年12月25日で非農地判断されておりました。しかし、登記地目変更をされていなかったため、畑として残っておりましたので、農地法第5条申請が出されておりました。5条申請が可決されましたので、非農地判断を取り消すものでございます。以上です。
- (議長) ありがとうございました。ただ今の説明について質疑はありませんか。

「なし」の声

○ (議長)質疑もないようですので、採決いたします。説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

( 挙手の状況をみて )

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。 日程第7・議第47号を議題といたします。事務局次長お願いします。
- (事務局次長) 日程第7・議第47号 朗読
- (議長) 事務局から説明をお願いします。
- ○(事務局次長)議第47号と書いてあります資料をご覧いただきたいと思います。

人吉市農業委員会における借受情報通信機器の使用に関する運用規程(案)についてご説明いたします。まず、経緯をご説明します。農業会議から令和3年度機構集積支援事業におけるタブレット端末の貸与についての調査がありました。希望される農業委員会は申請をということでしたので、委員全員分希望をいたしました。8つの農業委員会から199台の希望があったそうですが、試験運用ということで、熊本県農業会議の貸与可能台数は77台ということでした。8つの農業委員会で調整をいたしましたところ、辞退等があり本市へは20台程度の割り当てとなりましたが、多良木

町農業委員会から、全員分来ないのであれば、多良木町を減らして、人吉市に全委員 分割り当ててくださいとの要望が農業会議にあったそうで、全委員分貸与していただ けることになりました。

農林水産省では、コロナ禍に対応した農業委員会業務の円滑かつ適正な処理に資するため、委員の活動や業務においてタブレット端末の活用が検討されており、今回の試験運用となりました。ただし、すぐに総会をWeb会議というわけにはいきません。個人情報等への対応が必要となりますので、まずは、タブレット端末に慣れていただきたいと思います。2月総会までの貸与となりますので、目指すは、全員がタブレット端末を使いこなせるようになることと、ペーパーレス化です。現在、紙でお配りしております案件や地図などをタブレット端末へ少しずつ移行していきます。やっていくうちに課題が見えてくると思いますので、検討しながら進めていきたいと思います。ということで、皆様に1台ずつタブレット端末を貸与するにあたっての約束事が必要となりましたので、運用規程を定めることといたしました。ご審議、よろしくお願いします。

○ (議長) ありがとうございました。これから配布してあります運用規定(案) に目を通す時間を5分間ほどとります。10時40分まで各自で審査をお願いします。

### ( 各自審査 )

- (議長) 時間になりました。各自審査されての質疑はありませんか。
- (2番委員) タブレットは持ち帰ることはできるのでしょうか。
- (事務次長) 今のところは持ち帰ることはできませんが、いずれは利用状況調査の時にはタブレットを持って調査することにもなりますし、もしかしたらコロナウイルス感染症対策で自宅からタブレットで皆さんの顔を映しながら総会をすることができるようになるかもしれません。今回の運用規定にはそのようなことがありうるだろうということを設定して作ってあります。まだまだ持って帰ることは想定されておりませんが、今回は2月までしか借りれませんので、まずは慣れていただくことが重要であると思っております。
- (事務局長) すみません。資料を1ページめくっていただきますと、厳守事項がございますが、1番に「適正管理を行うとともに、第三者(家族を含む)に貸与してはならない。」ということで謳ってありますので、今のところはそういうことで農業委員さんと推進委員さんのみが使用できると謳ってますので、よろしくお願いします。

○ (議長) ほかに質疑はありませんか。

「なし」の声

○ (議長)質疑もないようですので、採決いたします。運用規定(案)にご異議のない方は挙手をお願いします。

( 挙手の状況をみて )

○ (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。 これで本日の議事は全部終了いたしました。

( 10時45分 終了 )

人吉市農業委員会規則第16条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市農業委員会会長

署名農業委員